軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和８年１月版　函館市

軽度者に対する福祉用具貸与については，その状態像から見て使用が想定しにくいとして，原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められています。

ただし，軽度者であっても，その状態像に応じて利用が想定される場合は，対象外種目について例外的に給付することができます。

１ 対象外種目

⑴ 要支援１・２，要介護１の方

車いす，車いす付属品，特殊寝台，特殊寝台付属品，床ずれ防止用具，体位変換器，認知症老人徘徊感知機器，移動用リフト（つり具の部分を除く。）

⑵ 要支援１・２，要介護１～３の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。）

２ 判断基準

軽度者に対して対象外種目について例外給付するには，①基本調査の結果による判断，②適切なケアマネジメントによる判断（車いす，移動用リフトで該当する基本調査結果がないもの），③市町村の確認による判断があります（P３ 参照）。

３ 函館市での取扱い

市町村の確認による判断（P3 参照）を行う場合は，介護保険課介護サービス担当で受け付けております。

提出期限は設けておりませんが，申請書の提出が翌月とならないようご注意ください（P３備考参照）。

※「基本調査の結果による判断，適切なケアマネジメントによる判断」で行う場合は，市への届出は必要ありません。

⑴ **手続きをする人**

担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員

⑵ **提出するもの**

- 「軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付確認申請書」（様式１）
- 福祉用具を必要とする理由が確認できる書類
- 「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」
- 居宅（介護予防）サービス計画書

４ 要綱等

- 函館市軽度者に対する福祉用具貸与費等の算定の取扱いに関する要綱
- 函館市ホームページ URL　https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020040100087/

函館市 ＞ 健康・福祉 ＞ 高齢者・介護 ＞ 事業者向け ＞ 介護保険・福祉サービス事業に関する情報 ＞ 介護サービスに関する情報＞ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

【お問い合わせ先】　保健福祉部介護保険課介護サービス担当
[電話]０１３８－２１－３０３６
[FAX]０１３８－２６－５９３６

判断方法

①基本調査結果による判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ （告示で定める福祉用具が必要な状態像）	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア　車いす及び車いす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査１－７　「３．できない」
イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査１－４　「３．できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３　「３．できない」
ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３　「３．できない」
エ　認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意見の伝達，介護者への反応，記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査３－１ 「１．調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外　又は 基本調査３－２～３－７ のいずれか　「２．できない」 又は 基本調査３－８～４－15 のいずれか　「１．ない」以外 その他，主治医意見書において，認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査２－２　「４．全介助」以外
オ　移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査１－８　「３．できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査２－１ 「３．一部介助」又は「４．全介助」
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査２－６　「４．全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査２－１　「４．全介助」

②適切なケアマネジメントによる判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ （告示で定める福祉用具が必要な状態像）	
ア　車いす及び車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	主治医の医学的所見を基に居宅介護支援事業者等が判断
オ　移動用リフト（つり具の部分を除く）	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	主治医の医学的所見を基に居宅介護支援事業者等が判断

なお，①②の場合，市への連絡・届出は不要です。

③市町村の確認による判断

■申請までの流れ

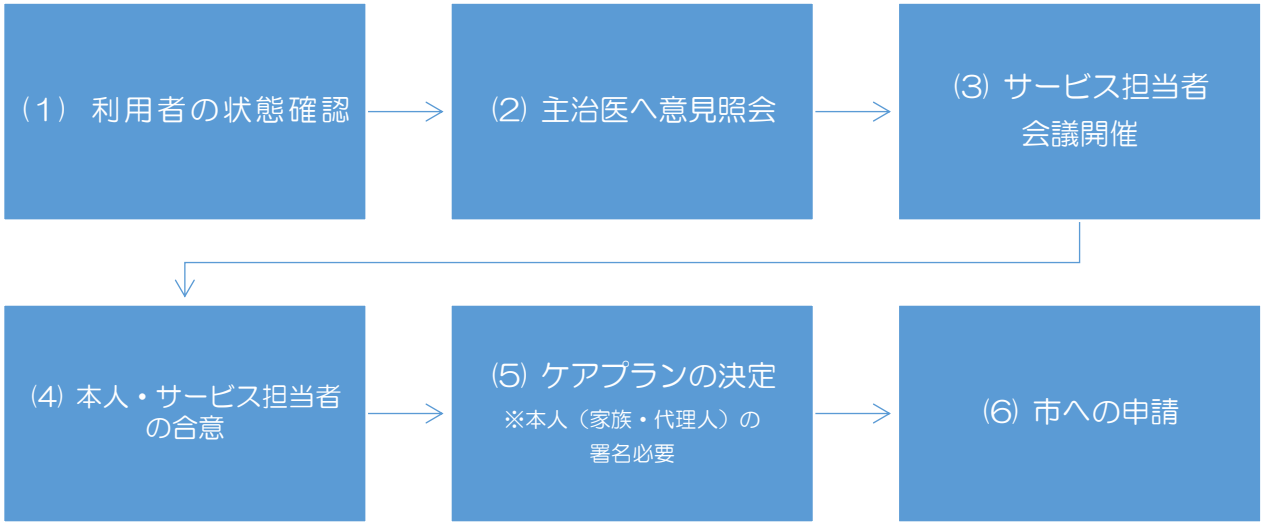

※なお，福祉用具の貸与開始のタイミングは，(5)の後または(6)の後どちらでも構いません。

■備考

- 要介護認定の結果が確定しないうちに福祉用具貸与する場合（暫定利用）は，軽度者になることを想定して上記の手順を行ってください。申請時に提出いただくケアプランは暫定プランで構いませんが，要介護認定の結果が確定した後に本プランを提出してください。
- 確認の有効期間の決定（確認書の送付）は本プラン提出後になります。
- 要介護（要支援）認定の更新・区分変更を行った場合は再度申請が必要です。
- 貸与品目の追加や大幅な変更を行う場合も同様に再度申請が必要です。
- 申請は貸与開始後でも構いませんが，貸与開始日の翌月に提出した場合は，確認の有効期間の開始日が翌月１日からとなりますのでご留意ください。

■参考

確認の有効期間の開始日は，以下のいずれかの最も遅い日からとなります。

- 福祉用具貸与開始日
- 福祉用具貸与開始日以降で，軽度者となった初日（更新後初日）
- サービス担当者会議を開催し，ケアプランに本人（家族・代理人）が同意（署名）をした日
- 軽度者申請を受理した月の初日

Q&A

Q１　医師への意見照会は，どのような方法がありますか。

Ａ１　医師への意見照会の方法は，①聞き取り，②診断書，③主治医意見書による方法があります。

どの方法で入手しても構いませんが，費用負担や時点の問題があるので，①聞き取りを推奨します。

なお，聞き取りは，利用者の診察に同行する方法を原則としますが，医師から要望があった場合などは，文書，電話，FAX（電話回答），電子メールによる方法も可能としています。

文書による情報提供を求める場合は，参考様式「軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の例外に係る医学的所見の照会書」等を活用してください。

方法	費用負担	補足
①聞き取り	発生する場合あり	場合により診療情報提供料が発生することがあります。 （利用者に自己負担が発生する場合があります。）
②診断書	あり	利用者の費用負担となります。
③主治医意見書	なし	費用負担はありませんが，直近の要介護認定時点となるため，その間に状態変化があれば不適切となる場合があります。

Q２　該当する基本調査結果がない場合でケアマネジメントによる判断を行った場合，記録等はどうすればよいですか。

Ａ２　主治医の医学的所見を基に福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによる判断が必要となります。サービス担当者会議の要点または介護予防支援経過記録，および居宅（介護予防）サービス計画書にその内容を記載してください。